

各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(平成26年3月12日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う小規模事業者経営改善資金の融資（以下「マル経融資」という。）を受けた者に対し、当該融資に係る償還利子の一部について予算の範囲内において小規模事業者経営改善資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することにより小規模事業者の経営安定を図ることを目的とし、利子補給金の交付については、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。

(交付対象となる者)

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所又は主たる事業所を有していること。

(2) 各務原商工会議所の推薦を受け、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新規でマル経融資を受けた者

(3) 市税に滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、国又は県等が実施する制度により利率の軽減措置を受けているときは、原則として利子補給金の交付の対象としない。

(交付の制限)

第4条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金を交付しない。

(1) 補助事業者がマル経融資を資金の使途に従って使用しないとき。

(2) 補助事業者がマル経融資の償還を遅延したとき。

(3) 補助事業者が市税を完納しなかったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

(利子補給の交付対象利息)

第5条 利子補給金の交付の対象となる利息（以下「交付対象利息」という。）は、補

助事業者が支払う義務が生じる利息のうち第1回目から第12回目まで（当該利息の支払回数が12回未満の場合にあっては、第1回目から最後の支払いまで）の利息とする。この場合において、交付対象利息には、償還遅延による損害金等は含まないものとする。

（利子補給金の交付額等）

第6条 利子補給金の交付額は、前条の交付対象利息として公庫に支払った金額の2分の1の額とする。

（利子補給金の交付申請等）

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第12回目の利息支払後（当該利息の支払回数が12回未満の場合にあっては、最後の支払後）速やかに各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

（1）直近の市税完納証明

（2）公庫から当該資金を借り入れたことを証する書類の写し

（3）公庫で発生した支払額明細書等の写し

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利子補給金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適当と認めたときは、各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（手続の省略）

第9条 規則第19条の規定により、規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定は、省略するものとする。

（利子補給金の交付の請求等）

第10条 申請者は、第8条の規定による通知を受けたときは、速やかに各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、利子補給金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者及び公庫に対し必要な事項の報告を求め、又は帳簿、書類その他必要な物件の調査をすることができる。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

（宛先）

各務原市長

所在地（住所）

名 称（氏名）㊟

各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金申請書

各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり交付申請いたします。

記

融 資 金 額	円
融 資 期 間	年 月 日 （融資実行日）
	年 月 日 （最終返済期日）
補助事業対象利息額	円
上記事項に相違ないことを証明します。 年 月 日 各務原商工会議所 ㊟	

利子補給金申請額 円（端数切捨て）

添付書類

- ・直近の市税完納証明
- ・公庫から当該資金を借り入れたことを証する書類の写し
- ・公庫で発生した支払額明細書等の写し
- ・市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

各務原市指令 第 号
年 月 日

各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書

住所

氏名

各務原市長

印

年 月 日に申請のあった各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

記

利子補給決定額 円

各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金請求書

年 月 日

(宛先)

各務原市長

所在地（住所）

名 称（氏名）㊟

各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第 1 0 条の規定により、別紙各務原市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書を添えて請求します。

記

金 円 也

口座振込依頼書

金融機関名		（支）店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			